

◎子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
 ○子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) (抄)

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>(検討等)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>第二条の二 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、労働者が職務に応じた待遇を雇用の形態にかかわらず受けることができるようにすることの確保の見地も踏まえ、その給与の水準が国の常勤の職員である保育士の給与の水準に達しない保育士に係るその格差の是正のための措置その他の幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、子ども・子育て支援の実施を図る上で保育の需要に応ずるに足りる保育所等の確保が喫緊の課題となっている状況に鑑み、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が早急に整備されるよう、前</p>	<p>附則</p> <p>(検討等)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>第二条の二 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>[新設]</p>

項に規定する措置のほか、公的機関が保有する土地、建物等の活用を図るための措置その他の所要の措置を講ずるものとする。